

電 力 情 報

NO. 100

平成 23 年 2 月 28 日

東 北 電 力 (株)

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設に係る 事前協議申し入れについて

当社は、本日、女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町および石巻市）における固体廃棄物貯蔵所の増設について、宮城県ならびに女川町、石巻市へ「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下、安全協定という）第 12 条」に基づく事前協議の申し入れを行いました。

女川原子力発電所では、発電所の定期検査等で発生する布、紙、ゴム手袋、保温材等の廃棄物をドラム缶に詰めて発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に保管しております。

既設の固体廃棄物貯蔵所は、200リットルドラム缶約30,000本相当を保管できる容量を持つ設計であり、平成23年1月末の保管数量は、27,500本相当となっております。

これまでも廃棄物の発生量低減に取り組むとともに、日本原燃株式会社六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターへ埋設可能な廃棄物を計画的に搬出してありますが、これまでの発生量の実績から、今後の固体廃棄物貯蔵所における廃棄物保管量の推移を評価した結果、平成25年度には保管容量に達する見込みであることから、このたび、固体廃棄物貯蔵所の増設を行うこととしました。

具体的には、既設固体廃棄物貯蔵所の隣に、保管容量約25,000本相当の施設を増設する計画であり、平成24年3月の着工、平成25年9月の竣工を予定しております。

当社といたしましては、今後とも女川原子力発電所の安全・安定運転に努めてまいります。

以 上

安全協定第 12 条

乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社）

（別紙）

女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設概要